

## 第 34 号議案

### 滋賀県産業教育審議会への諮問について

これからの産業教育の在り方について、滋賀県産業教育審議会へ次のとおり諮問する。

令和 2 年 10 月 16 日

滋賀県教育委員会

---

- 1 社会の変化に対応した産業教育について
- 2 教育環境の充実について

滋教委高教第 号  
令和2年(2020年)10月 日

滋賀県産業教育審議会  
会長 様

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

これからの産業教育の在り方について（諮問）

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定に基づき、下記のとおり  
諮問します。

記

## 1 諮問事項

- (1) 社会の変化に対応した産業教育について
- (2) 教育環境の充実について

## 2 諮問理由

本県では、生徒や社会のニーズに応え、様々な産業の担い手として活躍する人材を育成し、県内はもとより我が国の産業経済の発展に寄与するため、県産業教育審議会の答申を踏まえ、産業教育の充実に取り組んでまいりました。

近年では、平成24年12月に滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある学校づくりを実施してきました。

その後、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展など、さらに急速に社会情勢が変化し、本県において、概ね10年から15年先を見据えた新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方の検討を行うこととしています。

そうした中で、新しい時代に対応した学びの提供や必要な産業分野で力を発揮できる人材の育成、また、職業系学科の魅力伝える方策や施設・設備の充実、外部資源の活用など、産業教育の方向性について検討する必要があると考えます。このことから、標記のことについて、貴審議会での審議を求めます。